

起業家支援事業 公募型企画提案 委託業務仕様書

奈良県産業部経営支援課

1 業務名

起業家支援事業委託業務

2 業務の目的

過度な東京への一極集中の是正と県内の担い手確保のために、県内の起業の機運醸成を図る。

また、起業に伴う資金面での障壁を軽減し、事業の成長を加速化するための伴走支援を行うことにより、本県経済を牽引するスタートアップ企業を創出し、県内経済の活性化を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4 委託上限額

金5,000,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

5 事業概要

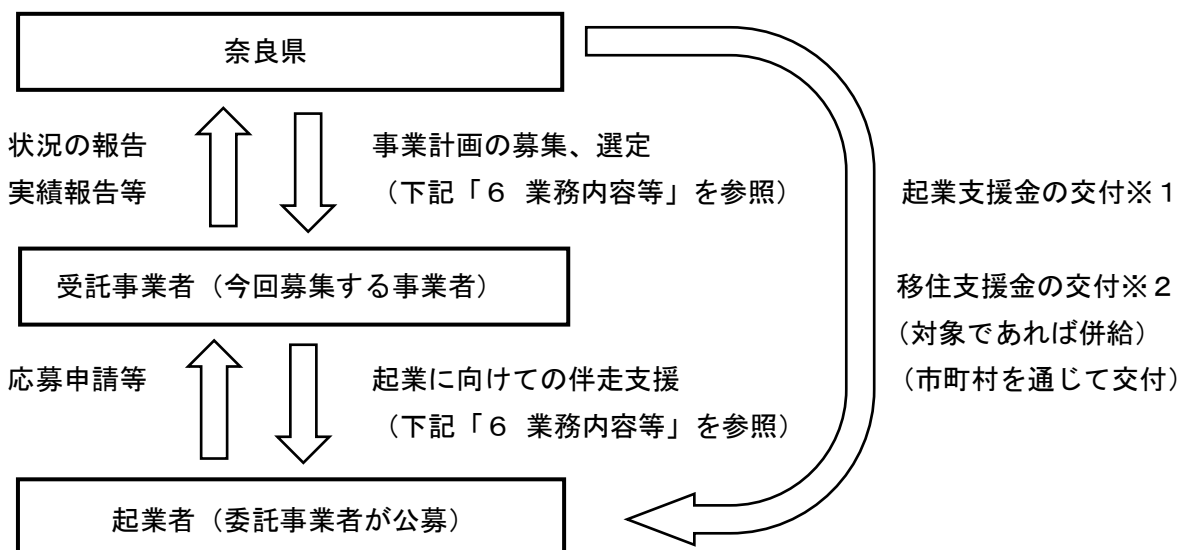
県内での起業を促進するために以下の事業を実施する。

（事業内容の詳細は、「6 業務内容等」を参照）

- ① 起業支援金申請事業計画の公募、選定等業務
- ② 起業支援金支給対象事業者への起業に向けた伴走支援業務

※起業支援金支給対象事業者に選定された場合、県は新たに起業する者に対して起業に必要な経費の一部を補助（起業支援金）する。

<事業スキーム>



※1 起業支援金の交付

起業支援金支給対象事業者に選定された場合、県は新たに起業する者及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業する者に対して起業に必要な経費の一部を補助（起業支援金）する。

○起業支援金補助額：上限200万円、補助率：2分の1、事業者数：10者まで

※Society5.0

…IoT、AI、ビッグデータ、ロボット、自動走行車等を活用し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと

※2 移住支援金の交付

起業支援金の交付を受けた者のうち、東京23区に在住または通勤している者*が県内に移住して起業した場合は別途、県は移住に必要な経費の一部を市町村を通じて交付する。

○移住支援金補助額：最大100万円、補助率：4分の3、事業者数：3者まで

※住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上かつ住民票を移す直前に連続して1年以上東京23区内に在住または通勤していること

東京23区内の大学等へ通学し、23区内の企業へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間に加算できる

6 業務内容等

① 起業支援金支給事業者の公募・選定等業務

ア 起業支援金申請事業計画の公募、周知

起業支援金申請事業計画の公募については、特に東京23区からの移住を伴う申請が多くなるよう公募、周知方法を工夫すること。

イ 起業支援金申請事業計画や起業支援金に関する問い合わせ、意見等への対応

ウ 起業支援金支給対象事業計画及び事業者の選定

選定は、外部委員で構成する審査委員会による審査を実施すること。

エ 起業支援金の交付決定、実績報告、支援金確定検査に伴う事務

オ 起業支援金支給対象事業者の財産管理の支援

カ その他、事業をより効果的に行うために知事が必要と認める業務

② 起業支援金支給対象事業者への伴走支援業務

ア 事業計画の確認及び相談対応（事業計画書の作成代行は不可）

イ 事業進捗状況の確認、指導

ウ 経理処理の支援

エ 経営支援

資金計画書、労務管理、広報、マーケティング、取引先の紹介、国内外への販路開拓、デジタル技術の活用、経営相談等に係る支援

オ その他、事業者への伴走支援をより効果的に行うための業務として、知事が必要と認める業務

※起業者を定期的に訪問するなど、きめ細かい支援を行うこと。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり県と十分な打合せを行うとともに、業務の進捗状況を随時、県に報告すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。

以 上

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。